

田辺市隣保館及び隣保館デイサービス事業運営協力委員会傍聴規程

- ア 委員会の会議を傍聴するもの（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度、事務局が定める。
- イ 傍聴を希望する者が、前号の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、実施機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- ウ 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
- (ア) 酒気を帯びていないこと。
 - (イ) 議事に批評を加え、又は可否を表さないこと。
 - (ウ) 危険と認められる器物又は薬品等を携帯しないこと。
 - (エ) 私語、雑話又は拍手等をしないこと。
 - (オ) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (カ) 騒がしくし、又は会議の妨害となるような挙動をしないこと。
 - (キ) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
 - (ク) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (ケ) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員会が特別の理由により承認した行為については、この限りではない。
 - (コ) (ア)から(ケ)までに定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。
- エ ウの規定を守らない者には、委員長は、これを制止し、なお改めない者には、退場を命ずる。
- オ 傍聴人は、傍聴の禁止又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。
- カ この規程に定めるもののほか、傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

附則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。